

ミツヒロニュース



新幹線での東京日帰り出張で二日後に腰が痛くなった光廣です。例年12月中旬に税制改正の発表がありますが、今年は衆議院選挙がいつになるかにより決定が遅れるのではないかと思います。福岡政行先生の話では一年生議員が多いため冬のボーナスをもらってからのと考えているようで、来年1月解散、2月選挙となりそうです。国民不在でよいのでしょうか？ 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◎個人の方に復興特別所得税が課税！
- ◎中国・アジアで生き残るための支援
- ◎税務調査の基礎知識(8)
「税務調査は犯罪者扱いされる？」
- ◎あとがき
日本人は、時間にルーズ？

平成25年1月1日より個人の方に復興特別所得税が課税！

～今年中に、検討が必要では～

1. 復興特別所得税とは

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、制定されました。

(1) 納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

(2) 課税対象

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(下記(3)参照)が、復興特別所得税の課税対象となります。

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

(3) 基準所得税額

原則として、居住者は全ての所得に対する所得税額となります。

(4) 復興特別所得税額の計算(原則)と実際の税額

復興特別所得税額は次の算式で求めることとなります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

※実際の税額は右表のようになります。

《実際の税額》

基準所得税額	復興特別所得税額 (2.1%)
100万円	21,000円
500万円	105,000円
1,000万円	210,000円
1,500万円	315,000円
2,000万円	420,000円
3,000万円	630,000円
5,000万円	1,050,000円
10,000万円	2,100,000円
20,000万円	4,200,000円

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

(5) 今年中に検討すべき事項

ケース1：近いうちに不動産等の売却を予定している場合

$$\{\text{不動産売却金額} - (\text{取得価額} + \text{譲渡経費})\} \times 15\% = \text{税額}$$

譲渡所得に対する所得税が15%かかります。

ケース2：近いうちに経営している会社等の株式の売却を予定している場合

$$(\text{株式売却金額} - \text{購入した取得価額}) \times \text{上場株} 7\% \text{もしくは} \text{未上場株} 15\% = \text{税額}$$

ケース3：近いうちに会社を退職しようと思っている場合

$$(\text{退職金予定額} - \text{退職所得控除額※}) \times 1/2 \times \text{通常の所得税率} = \text{税額}$$

(注)ただし、特定役員退職金に該当する場合には1/2はありません。

上記のケースでは、**来年以降の取引等になると復興特別所得税がその税額の2.1%かかります。**
年内に取引することができるか検討されてはいかがでしょうか。
詳しくは弊社担当者にお問い合わせください。

(6) 退職金の支給での注意点

平成25年1月1日以後に従業員や役員に退職金を支給する際には、所得税に加えて復興特別所得税が課税されることになりました。

それに加えて、源泉徴収される住民税についても改正がありました。

《10%税額控除の廃止》

昭和42年から約45年間、退職所得に係る住民税については、本来の税額から10%相当額をカットする措置が講じられてきました。昨年の税制改正で、平成25年1月1日以降に支給される退職金から、この措置が廃止されました。

そのため、来年から支給される退職金に対する住民税がアップします。
退職等を検討される方は、気をつけてください。

※退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数 (= A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

- (注) 1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。
- 2 前年以前に退職所得を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るなど、控除額の計算が異なることがあります。

[例1] 勤続年数が10年2ヶ月の人の場合の退職所得控除額
勤続年数は11年になります。(端数の2ヶ月は1年に切り上げ)
40万円×(勤続年数) = 40万円×11年 = 440万円

[例2] 勤続年数が30年の人の場合の退職所得控除額
800万円+70万円×(勤続年数-20年) = 800万円+70万円×10年 = 1,500万円

復興特別
所得税？



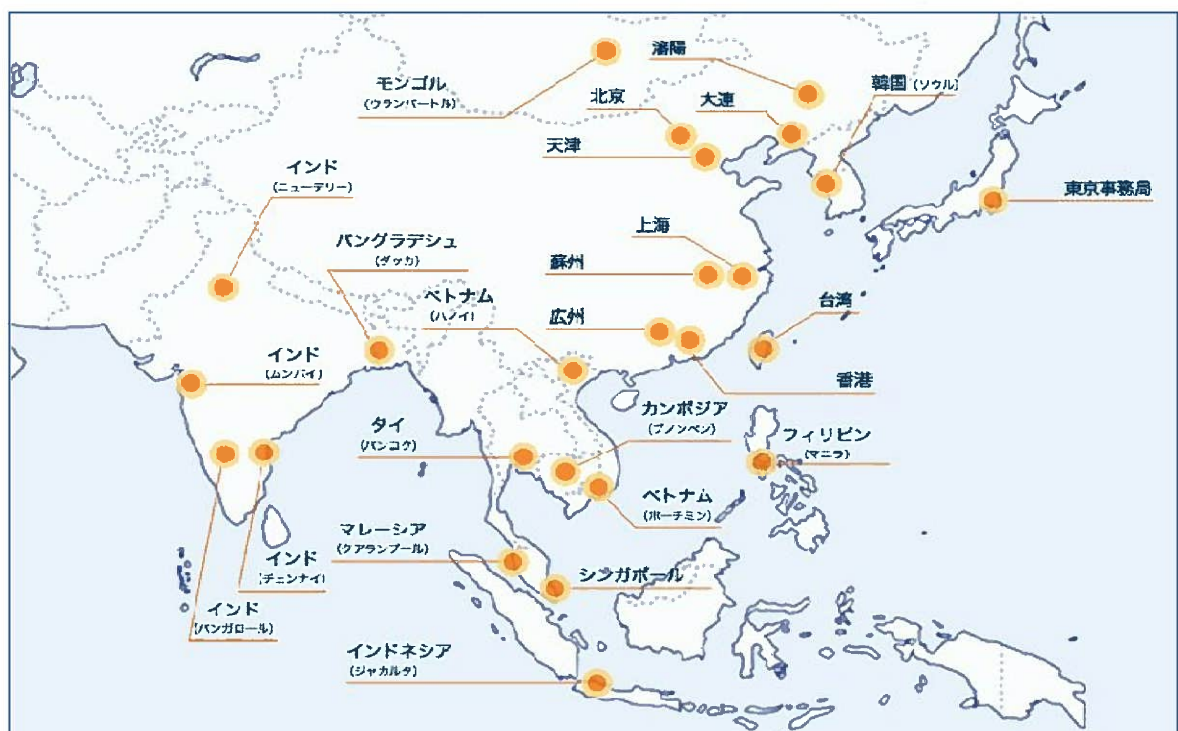
中国・アジアで生き残るための支援

～中国・アジア進出支援機構～

弊社では、海外進出における皆様のニーズにお応えするため、中国・アジアで税務をはじめとしてビジネスのアドバイスを行ってきた会計専門家が結成した「マイツグループ、中国・アジア進出機構」に加入しています。詳細については、当ニュース1月号でご紹介しましたが、このたび拠点地域（支援業務対象地域）が拡充されましたので、あらためてご紹介致します。拡充された地域は赤字で記しています。

皆様の更なる発展に向けてサポートをさせていただきますので、海外進出を検討される際には、是非ご相談ください。

1. 拠点一覧



2. 支援サービス内容

1) 会計税務支援	
・現地法人の月次財務諸表チェック	
・会計税務顧問	
・親会社との連結財務諸表作成	他
2) 法務支援	
・現地法人のトラブルシューティング	
・「進出/運営/撤退」支援業務	他
3) アウトソーシング	
・企業代行業務（現地法人向け）	
・会計代行業務（駐在員事務所向け）	他

詳細につきましては、
弊社担当者にお問い合わせください。

- ◆中国（上海、北京、広州、瀋陽、大連、天津、蘇州、**成都**(予定)）
- ◆香港
- ◆ベトナム（ハノイ、ホーチミン）
- ◆カンボジア（プノンペン）
- ◆韓国（ソウル）
- ◆タイ（バンコック）
- ◆モンゴル（ウランバートル）
- ◆マレーシア（クアラルンプール）
- ◆台湾
- ◆**バングラデシュ（ダッカ）**
- ◆**インド（ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ、バンガロール）**
- ◆シンガポール
- ◆インドネシア（ジャカルタ）
- ◆**フィリピン（マニラ）**
- ◆**ミャンマー（ヤンゴン予定）**

シリーズ8. 「 税務調査では犯罪者扱いされる？ 」

◆ イザというとき慌てない

税務調査の基礎知識

税務調査が精神的にもっともキツいのは、社長が犯罪者扱いされることかもしれません。調査官から、あたかも何か悪いことをやっているかのように尋問されることもあるでしょう。

「この取引先からの売上は他にないんですか？」

「接待交際費の中に個人的な飲み食いが入ってるんじゃないですか？」

「社長が個人的に、リベートなんか受け取っていないですよ？」

さて、税務調査を規定する法律にはこのように明記されています。

法人税法第 156 条

前三条の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

つまり、税務調査は「犯罪捜査」ではないのだから、**会社や社長があたかも脱税しているかのよう**に扱ってはならないと、きちんと法律に載っているのです。

しかし実際のところ、調査官は脱税している人を何人も見てきているわけですし、言ってしまえば追徴税額を課することが仕事になっていますから、税務調査ではどうしても社長が悪いことをしているかのような態度で臨んできます。

ここで社長として大事なことは、**税務調査では絶対に「感情的にならないこと」**。感情的になってしまったら負けだと思ってください。

調査官の立場になって考えてみてください。彼らも人間です。機械ではありません。ですから調査官にも感情があります。「この社長はひどく感情的だな」と思われてしまうと、**調査官も感情的になる**のが世の常人の常です。

社長が感情的になってしまい、「何であなたは俺を犯罪者扱いするんだ！」「俺が本当だと言っているのにまだ疑うのか！」となってしまうと、本来は早く終わった税務調査ですら、調査官が感情的になって長引いてしまい、それが結果で**最終的に追徴税額が増えてしまう**こともあるのです。これでは元も子もありません。

追徴税額を少なくするためにも、社長が感情的になってはいけません。
また、あまりに調査官の態度がひどい場合は、上記の法律を持ち出して反論すべきです。

参考文献： ■国税庁HP

相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、
相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？
弊社では、簡易な評価でどれくらい財産があるか
相続税がどのくらいかかるのかを
無料で試算しています。
詳しくは、弊社担当者または財産承継グループに
お問い合わせください。

あとがき 和田です。先日、外国人労働者が
“日本人は、時間にルーズだ”という
趣旨の発言をしている記事を見ました。最初は、すごく
違和感を覚えたのですが、“日本人は、始まる時間は守
るが、終わりの時間は守らない”というように書かれて
いて、妙に納得してしまいました。確かに始まりの時間
はきっちり守るのに、終わりの時間は守られないもしくは
最初から決まっていない場合が多い気がします。
時間(期限)を定めることによって、効率や密度が変わっ
てくると思うので、始まりだけでなく終わりを意識して
生活していけたらと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

